

明治大学公認サークル取扱要領

2007年（平成19年）	5月27日	制定
2007年（平成19年）	12月10日	一部改正
2010年（平成22年）	11月8日	一部改正
2011年（平成23年）	5月9日	一部改正
2013年（平成25年）	6月24日	一部改正
2014年（平成26年）	12月1日	一部改正
2017年（平成29年）	1月30日	一部改正
2022年（令和4年）	4月12日	一部改正
2025年（令和7年）	4月15日	一部改正

（趣旨）

第1条 この要領は、明治大学（以下「本学」という。）における公認サークルの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第2条 登録申請を行うことができる学生団体は、次の各号のいずれにも該当することを要するものとする。

- (1) 活動の趣旨が明確であり、課外活動の意義に沿っていること。
- (2) 活動が本学学生（大学院生を除く。以下同じ。）の自主的・主体的な運営によって行われていること。
- (3) 活動が本学学生の生命に危害を及ぼすおそれがないこと並びに自由な活動及び教育を受ける権利を侵していないこと。
- (4) 団体の規約が明文化され、整備されていること。
- (5) 本学の専任教職員（専任教授、専任准教授、専任講師、専任職員に限る。）が部長となっていること。
- (6) 部員の構成は、原則として、第10条第1項に規定するものとする。
- (7) 本学学生による役員（幹事長及び会計をいう。以下同じ。）を置くこと。
- (8) 原則として、一定期間（6か月以上）の活動実績を有すること。ただし、入学前の活動については、活動実績に含まない。
- (9) これまでに第14条に基づき公認の取消になった団体ではないこと。なお、団体名称を変更し、新たに申請があった場合でも、公認取消となった団体と活動内容や部員構成が類似する団体と認められる場合は、原則として新設の資格を有しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録申請を行う学生団体が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、登録を認めないものとする。

- (1) 営利活動を行う学生団体
- (2) 宗教的活動を行う学生団体
- (3) 反社会的な活動を行う学生団体
- (4) 学外団体の支部として活動を行う学生団体

- (5) その他、本学が不適格と判断した学生団体
(公認サークルの登録申請)

第3条 公認サークルの登録申請を行う学生団体は、次の各号に掲げる所定の書類（以下「申請書類」という。）を、主に活動をするキャンパスの学生支援事務室または中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室に提出しなければならない。

- (1) 設立趣意書
 - (2) 部規約
 - (3) 部長承諾書
 - (4) 学生団体役員届
 - (5) 部員名簿
 - (6) 週間行事予定表
 - (7) 年間行事予定表
 - (8) 誓約書
- 2 学生支援部または中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室は、学生団体から申請書類の提出があったときは、必要に応じて、当該学生団体との面談を行うものとする。
- 3 学生部委員会における申請に係る審査は、毎年度6月及び12月に行う。
(部長の兼務)

第4条 部長の兼務は、体育会部長を含め2団体までとする。ただし、第12条に規定する代理部長を兼ねる場合は、3団体まで兼務可能とする。
(役員の兼務禁止)

第5条 公認サークルにおいて、同一団体内又は複数団体の役員を兼務することはできない。
(仮承認)

第6条 学生支援部または中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室は、必要に応じて、申請書類を提出した学生団体との面談を行い、学生部委員会の議を経て仮承認する。

- 2 仮承認期間は、2年間とする。
- 3 仮承認期間中は、便宜供与に関して制約を受けることがある。
(本承認)

第7条 前条に規定する仮承認を受けた公認サークル及び第14条第2項第2号の処分を受けた公認サークルは、仮承認後又は処分決定日から2年間の活動を経て、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
 - (2) 会計報告書（領収書添付）
 - (3) サークル運営報告書
 - (4) 部長による推薦書
- 2 学生支援部または中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室は、前項の規定により書類の提出があったときは、その内容を精査し、次の各号のい

ずれの要件も満たしていると認められる場合には、必要に応じて面談を行い、学生部委員会の議を経て、本承認する。

(1) 仮承認の後、毎年度所定の継続手続が行われていること。

(2) 本学学生によって構成され、部員の数が20名以上かつ部員の構成が1年次から4年次までのうち、3学年以上いること。

3 学生部委員会における本承認に係る審査は、毎年度6月及び12月に行う。
(仮承認の取消し)

第8条 前条に規定する本承認の要件を満たしていない公認サークルは、仮承認を取り消すものとする。

(責務)

第9条 公認サークルは、本学が定める期間内に、次の各号に掲げる所定の書類を提出し、継続手続を行わなければならない。

(1) 学生団体役員届

(2) 部員名簿

(3) 週間行事予定表

(4) 年間行事予定表

(5) 誓約書

(6) 部規約

(7) 会計報告書

2 継続手続は、学生部長の承認をもって当該手続を完了するものとする。

3 公認サークルは、定例的な活動とは異なる活動（練習試合や合同練習、イベントや大会・コンクールへの出場等）に関して、行事開催（参加）届を提出しなければならない。

4 公認サークルは、注意喚起説明会や幹部員講習会等の学生支援部が必須で出席を求める行事に、当該団体の役員1名を、必ず参加させなければならない。

5 公認サークルの役員は、適切かつ円滑な団体運営を遂行するため、部長に対し、定期的に、活動の様子・内容等の活動報告を行わなければならない。また、サークル内でのトラブルや事件・事故等について、直ちに部長に報告しなければならない。

(部員)

第10条 公認サークルの部員は、本学学生のみによって構成され、かつ20名以上であること。

2 部員は、本学公認サークルに属する一人として、本要領、校規、部規則、法令及び一般社会におけるルールを遵守する等、規律を守って行動しなければならない。

3 公認サークルの部員数については、役員が適切に管理し、緊急時に、各部員に速やかに連絡が取れる体制を整えなければならない。

(部長の交代)

第11条 部長の交代を行う公認サークルは、所定の部長交代届を提出し、必

要に応じて、学生支援部または中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室と当該団体役員が面談を行い、学生部委員会の議を経なければならない。
(部長の在外研究等による不在の取扱い)

第12条 部長が長期在外研究等により、海外に滞在する場合及びそれに準ずる場合には、前条に定める部長の交代手続又は代理部長の選任手続のいずれかを行わなければならない。ただし、公認サークルの管理、監督等に支障がない場合は、この限りでない。

2 代理部長の選任を行う場合には、所定の代理部長申請届を提出し、必要に応じて、学生支援部または中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室と当該団体役員が面談を行い、学生部委員会の議を経なければならない

3 代理部長の兼務は、3団体まで可能とする。

4 部長が復帰する場合には、所定の部長復帰届を提出し、必要に応じて、学生支援部または中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室との面談を行い、学生部委員会の議を経なければならない。

(公認サークルへの便宜供与)

第13条 公認サークルは、本学から次に掲げる便宜供与を受けることができる。ただし、団体の登録状況、第14条第2項の処分状況を考慮し、本学は便宜供与を制限することができる。

- (1) 教室、学生共用施設、体育施設等会場の使用
- (2) サークルの勧誘活動
- (3) サークル紹介媒体への掲載
- (4) 活動中の事故に対する学生教育研究災害傷害保険の適用
- (5) 新入生指導週間中における構内出店許可
- (6) 助成金等その他、本学が認めた便宜供与

(処分の事由、内容等)

第14条 公認サークルが次の各号のいずれかに該当した場合は、その情状に応じて、次項に定める処分を行うことができる。

- (1) 不法行為を行った場合
- (2) 不祥事を起こした場合
- (3) 本学が第2条第2項に規定する学生団体と認めた場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 継続手続、その他の必要な手続を本学の定める期間内に行わなかった場合
- (6) 継続が承認されなかった場合
- (7) 第9条第4項に規定する学生支援部が必須で出席を求める行事に正当な理由なく欠席した場合
- (8) その他、本学が処分に相当すると認めた場合

2 公認サークルに対する処分内容は、次のとおりとする。なお、処分は併科することがある。

- (1) 公認の取消し

- (2) 本承認の取消し
 - (3) 体同連・理科連加盟の取消し
 - (4) 3 グループ加盟の取消し
 - (5) 活動の停止又は制限
 - (6) 便宜供与の停止又は制限
 - (7) 助成金の返還又は制限
- 3 公認サークルに対する処分内容、その他の必要な事項は、学生部委員会の議を経て決定する。
(体同連・理科連加盟)
- 第15条** 体同連・理科連への加盟については、体同連本部が定める「明治大学体育同好会連合会規約」及び理科連本部が定める「明治大学理科部連合会会則」によるところとする。
(3 グループ加盟)
- 第16条** 第7条に規定する本承認を受けた公認サークルは、3 グループに加盟をしようとする場合は、本承認後8年間の活動を経て、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 加盟申請書
 - (2) 会計報告書(領収書添付)
 - (3) サークルレポート
 - (4) 部長による推薦書
 - (5) 誓約書
- 2 第14条第2項第4号の処分を受けた公認サークルは、3 グループに加盟をしようとする場合は、処分決定日から2年間の活動を経て、前項に掲げる書類を提出しなければならない。
- 3 学生支援部または中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室は、前各項の規定により書類の提出があったときは、その内容を精査し、次の各号のいずれの要件も満たしていると認められる場合には、必要に応じて、当該公認サークルとの面談を行ったうえで、学生部委員会の議を経て、3 グループ加盟が承認される。
- (1) 仮承認後、毎年度所定の継続手続が行われていること。
 - (2) 第10条第1項で規定する部員の要件を満たしていること。
- 4 学生部委員会における3 グループ加盟に係る審査は、毎年度6月に行う。
(団体の解散)
- 第17条** 公認サークルとしての要件を満たせず団体を解散する場合は、団体解散届を提出しなければならない。
(要領の改廃)
- 第18条** この要領を改廃するときは、学生部委員会の議を経なければならない。
(雑則)
- 第19条** この要領に定めのない事項については、学生部長が学生部委員会の

同意を得て、これを定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、2007年（平成19年）5月28日から施行する。
(内規の廃止)
- 2 サークル新設に関する取扱い内規、サークル部長の在外研究等による不在期間の取扱い内規及び学生サークルの責任者に関わる取扱基準（内規）は、2007年（平成19年）5月27日をもって廃止する。
(経過措置)
- 3 2007年5月27日以前に仮承認された学生団体については、2007年度中に限り、第8条の適用を除外する。

附 則

この要領は、2007年（平成19年）12月11日から施行する。

(注 事務機構改革の実施による部署名称の変更に伴う改正)

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、2010年（平成22年）11月8日から施行する。
- 2 改正前の第14条及び第15条に基づいて行われた登録の取消し及び処分は、改正後の第14条に基づいて行われたものとみなす。ただし、その効力を妨げない。

(注 処分に関する用字・用語の統一、処分内容・事由に係る条項の整理及びその他の条項中の用語の修正)

附 則

この要領は、2011年（平成23年）5月9日から施行する。

(注 部長資格の明確化、申請の審査に関わる時期の追加及びその他の条項中の用語の修正)

附 則

この要領は、2013年（平成25年）6月24日から施行する。

(注 部長資格の明確化、申請の審査に関わる対応部署の追加)

附 則

この要領は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

(注 登録申請の資格の明確化、登録申請・本承認・継続手続き時の提出資料の改定、処分事由及び内容の追加、3グループ加盟の規定の追加)

附 則

この要領は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

(注 継続手続書類の追加、処分内容及び併科の追加・処分内容変更に伴い「本承認の取り消し」「3グループの取り消し」となった団体の再審査方法の追加)

附 則

この要領は、2022年（令和4年）4月12日から施行する。

(注 登録申請の資格における活動実績の追加)

附 則

この要領は、２０２５年４月１５日から施行する。

(注 要領の名称変更、登録申請の資格及び登録団体における部員定義の明確化、活動報告書の運用方法の見直し、注意喚起説明会・幹部員講習会の追加、団体の解散及び解散後の登録申請要件の追加に伴う改正)